

介護保険負担限度額認定の適用要件について

申請書をご提出される前に、以下の表「認定の該当・非該当の要件」で交付対象となるかどうか確認し、該当となる方は高齢福祉課へ申請してください。非該当となる方から申請書の提出があった場合、負担限度額認定証は交付できません。

なお、特別養護老人ホーム等の入所やショートステイ(※1)を現在利用されておらず、利用予定がない方については、利用開始前に改めてご申請ください。

申請書提出に合わせて、資産の申告についての預貯金の通帳コピー等の添付と、ご本人および配偶者の同意書の提出が必要となります。資産についての主な例と添付書類は裏面のとおりです。書類が揃わなければ申請書を受理できませんのでご注意ください。

(※1)特別養護老人ホーム（小規模特養含む）、介護老人保健施設、介護医療院への入所、またはショートステイの利用（至誠ホームミンナを除く）

○認定の該当・非該当の要件

該当・非該当の要件			該当または 非該当
<u>世帯の構成員及び配偶者（※2）</u> の中に市町村民税を課税されている人がいる			×非該当
世帯の構成員及び配偶者なしに市町村民税を課税されている人はいない	配偶者なしに市町村民税を課税されている人はいない	前年の年金収入等（※3）が80.9万円以下の方	本人の預貯金等の資産（※4）が <u>650万円以下</u> である ○該当（第2段階）
		前年の年金収入等が <u>80.9万円超120万円以下</u> の方	本人の預貯金等の資産が <u>650万円超</u> である ×非該当
		前年の年金収入等が <u>120万円超</u> の方	本人の預貯金等の資産が <u>550万円以下</u> である ○該当（第3段階①）
		前年の年金収入等が <u>120万円超</u> の方	本人の預貯金等の資産が <u>550万円超</u> である ×非該当
		前年の年金収入等が <u>80.9万円以下</u> の方	本人の預貯金等の資産が <u>500万円以下</u> である ○該当（第3段階②）
	配偶者あり	前年の年金収入等が <u>80.9万円以下</u> の方	本人の預貯金等の資産が <u>500万円超</u> である ×非該当
		前年の年金収入等が <u>80.9万円超120万円以下</u> の方	夫婦の資産が <u>1,650万円以下</u> である ○該当（第2段階）
		前年の年金収入等が <u>120万円以下</u> の方	夫婦の資産が <u>1,650万円超</u> である ×非該当
		前年の年金収入等が <u>80.9万円超120万円以下</u> の方	夫婦の資産が <u>1,550万円以下</u> である ○該当（第3段階①）
		前年の年金収入等が <u>120万円超</u> の方	夫婦の資産が <u>1,550万円超</u> である ×非該当
	配偶者あり	前年の年金収入等が <u>80.9万円以下</u> の方	夫婦の資産が <u>1,500万円以下</u> である ○該当（第3段階②）
		前年の年金収入等が <u>120万円超</u> の方	夫婦の資産が <u>1,500万円超</u> である ×非該当

* 生活保護を受給されている方は預貯金等の要件はありません。

世帯全員及び配偶者が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方・第2号被保険者の方は、本人の預貯金等の資産が1,000万円以下（夫婦の資産が2,000万円以下）であれば該当です。

(※2)配偶者…世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。

(※3)年金収入等…前年のその他の合計所得金額十年金収入額（遺族年金や障害年金等の非課税年金を含む）です。

(※4)預貯金等の資産…現金、株式・国債等の有価証券、投資信託、金・銀など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属等が含まれます。また、住宅ローン等の負債も勘査します。資産の申告に係る添付書類は以下の表を参照してください。配偶者がいる場合は、配偶者の資産についても添付書類が必要です。

○認定審査の対象となる資産の例と添付書類

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
預貯金（普通・定期）	すべての口座の通帳などの金融機関名、口座番号、名義のわかるページ及び最終記帳ページ等、残高の確認ができる書類（申請日から2か月以内に記帳したもの）の写し
有価証券（株式等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
現金（タンス預金）	自己申告
負債（住宅ローン等）	残高証明書、借用証書等の写し等

* 生命保険、自動車、腕時計、宝石等の時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは預貯金等の資産には含まれません。

* 負債は預貯金等から差し引いて計算します。

○利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	負担限度額（日額）	
	居住費（滞在費）	食費
第1段階	多床室	0円
	従来型個室(特養等)	380円
	従来型個室(老健・医療院等)	550円
	ユニット型個室的多床室	550円
	ユニット型個室	880円
第2段階	多床室	430円
	従来型個室(特養等)	480円
	従来型個室(老健・医療院等)	550円
	ユニット型個室的多床室	550円
	ユニット型個室	880円
第3段階①	多床室	430円
	従来型個室(特養等)	880円
	従来型個室(老健・医療院等)	1,370円
	ユニット型個室的多床室	1,370円
	ユニット型個室	1,370円
第3段階②	多床室	430円
	従来型個室(特養等)	880円
	従来型個室(老健・医療院等)	1,370円
	ユニット型個室的多床室	1,370円
	ユニット型個室	1,370円
第4段階	負担限度額なし	

* 食費の（）はショートステイを利用した場合の負担限度額です。